

「組織改革等の方針案」に対する質問への回答案

三役さんがまとめられた方針案についてお伺いします

2（2）について

・東・中・西における地区の研修担当と連携した体制は→1期は研修委員会が主体として～とあるが分散会場での実施をめざして、6年度においてはトライアルとして研修委員会が主体となって分散型を実施することで、運営方法を検証するという理解でよろしいか？何回位を想定しているか？

<三役の検討内容>

・分散会場（サテライト）型研修は、2（1）の研修形態の多様化を進める中でR6から実施することになります。そのためのトライアルとして、R5の特別支援研修（7/26）はサテライト型研修として実施する計画となっています。

・今年度（方針決定後）、R6の研修計画（事業計画）を策定する中で、どの研修をどのような研修形態で実施するのかを検討することになり、サテライト型研修の回数もはっきりしていくこととなります。

・2（2）地区の研修担当との連携については、研修計画（多様化、分野別の導入）が大幅に変更となる中で、地区の統合状況を踏まえる観点から当面（一期）は見送るというものです。

・その場合、検証の方法については地区会等地域の意見を取り入れる方向で考えているか？

<三役の検討内容>

・R6の研修（事業）計画の策定や、R6の実施に当たり、地区等の意見を取り入れることもできるのではないかと考えます。

・研修委員を静岡・清水、浜松で1名増やしているが、分散型に移行した場合は「あり方委員会」が提案した人員配置となると理解してよいか？

<三役の検討内容>

・研修形態の多様化や分野別研修体系の導入、理事長・設置者、園長等研修の移管など、研修事業の改革に研修委員会が的確に対応していくための人員として14人（2人増員）としました。

・実際に組織改革等を進める過程でさまざまな状況に臨機応変に対応していくことが必要と考えます。研修委員会の構成員についても、R6からの研修事業などの状況を十分踏まえながら、適切な規模を検討することになります。

(3) について

各委員会が必要とする研修は各委員会の企画運営により実施する とあるが実施のための決定は何処がするのか？ 通常ならば、研修計画と予算を理事会に提出して理事会の承認を得るというプロセスかと思うが？

<三役の検討内容>

・R6の(各委員会の)事業計画案は、今年度(方針決定後)現委員会が検討し策定することとしています(あり方提案)。その中で、各委員会が必要とする研修は各委員会の事業計画案に盛り込まれることとなります。そして、例年と同じく理事会での審議(承認)を経てR6事業計画(予算)が決定していきます。

3 (1)

事業の見直しを行うのは誰か？

<三役の検討内容>

・R6の各委員会の事業計画案策定作業の中で、事業の見直しを反映することとなります。

※あり方委員会の素案を各地区会で説明をし、皆さんの了解を得るという過程をたどりましたが、研修の実施方法について、大きく方針が変わりました。そのことを各地区長さんは、皆さんに説明する責任がありますので、説明がしやすいように発信をしていただきたいと思います。

<三役の検討内容>

・研修の実施方法について、あり方提案と大きく変更となったのは、2(2)地区の研修担当と連携した研修体制です。これは、研修事業の改革(形態の多様化、分野別研修体系の導入)や地区の統合をまずは円滑に進めることとし、その状況を踏まえながら導入していくことが妥当ではないかとの判断からです。

・各地区からいただいた意見への対応については、三役とプロジェクトにより別冊資料(既配信)を作成しました。この資料はあり方提案とともに、理事会終了後、総会資料として全園に配布(配信)する予定です。